平成２３年度公共事業等事前評価調書（簡易型）

（土石流被害の防止による評価 ）

（区分） (国補) 県単

事業名	治山事業［復旧治山事業（国補)］	事業箇所	甲府市　右左口町	地区名	右左口（うばぐち）	事業主体	山 梨 県

(1) 事業概要

①課題・背景

本箇所は、甲府市右左口町地内に位置し、平成２３年７月に発生した台風６号による豪雨により山腹斜面が崩壊し、渓流の荒廃が顕著となり、下流の宿地区への土砂流出の恐れが高まったため、山腹崩壊の復旧、並びに、土砂流出防止対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。

②整備目標・効果

□主要目標　○土石流被害の防止

保全対象	人家 87 戸	水道施設 1 箇所
	消防署 1 棟	弱者関連施設 1 棟
	国道 1500m	県道 500m
緊急度・危険度		14 ≧ 10 点 ※
被害軽減額		380 ≧ 340 百万円 ※

（※：評価基準値）

□副次目標　－

□副次効果　○飲雑用水の安定供給（簡易水道の保全）
○被災時の被害波及の防止（国道の保全）

(2) 整備内容と整備量

①整備内容　谷止工５基　山腹工０．３５ｈａ

②整備期間　平成２３年度～平成２６年度

③総事業費　１１５百万円（国費５７百万円(1/2) 県費５８百万円(1/2)）

④全体計画

平成２３年度	山腹工０．３５ｈａ		３５百万円
平成２４年度	谷止工	２基	２０百万円
平成２５年度	谷止工	２基	３５百万円
平成２６年度	谷止工	１基	２５百万円

⑤既整備内容・期間・事業費

なし

(3) 事業の妥当性評価

	妥当	妥当でない
①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か）	○	
・森林法第４１条第１項に規定された「保安施設事業」に該当		
②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか）	○	
・森林法第４１条第３項の規定により都道府県知事が整備		
③経済妥当性	○	
費用便益費　便益(B)／費用(C)＝１５．６９＞１.０		
・便益(B)＝１６４２百万円　・費用(C)＝１０５百万円		
④事業実施・規模の妥当性	○	
・流域内は治山施設が設置されていない。また、砂防等同等施設の計画はない。		
⑤整備手法の有効性	○	
・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効		
⑥環境負荷への配慮	○	
・切土盛土面は緑化し、裸地を残さない		
・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を低減する		
⑦事業計画の熟度	○	
・地元甲府市からの強い要望あり		
＜妥当性評価＞		
・7 項目全て妥当であることから、妥当と判断する。		

(4) 事業間優先度評価

・貢献度ランク：ａ、副次効果ランク：１　∴優先度評　価：ＳＩ

総 合 評 価	○	
・(3)及び(4)の結果から「最優先で実施」		

【事業位置図等】

省　　略